

令和 8 年度

# 品川区職員(清掃車運転)募集案内

令和 8 年 9 月 9 日  
品 川 区

この採用選考は、ごみ収集作業等における運搬車両の運転業務に従事する職員の採用予定者を決定するために実施するものです。

## 1 採用職種・受験資格・採用予定数および勤務場所

| 職種            | 受験資格                                                                                                                                                                                                                                              | 採用予定数 | 勤務場所               |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------|
| 清掃<br>(清掃車運転) | 国籍(※ <sub>1</sub> )を問わず、次の全ての要件を満たす方<br>① 昭和 5 7 年 4 月 2 日から平成 2 1 年 4 月 1 日までに生まれた方<br>② 地方公務員法第 1 6 条の各号のいずれにも該当していない方(最終ページ《参考》参照)<br>③ 現に品川区の常勤職員でない方(※ <sub>2</sub> )<br>④ 自動車運転の免許を有する方(車両総重量が 6 t 以上の自動車を運転できる免許を有する方に限る)(※ <sub>3</sub> ) | 1 名   | 区内各清掃事務所<br>※敷地内禁煙 |

※<sub>1</sub> 受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第 2 (永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

※<sub>2</sub> 現に品川区の職員で教育公務員、臨時的任用職員、会計年度任用職員または「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員は受験できます。

※<sub>3</sub> AT 免許のみの方は選考を受けることができません。

※ 資格・免許の要件を満たす方について、採用後の異動によっては、採用時と異なる職務(清掃作業、清掃車整備)に従事する可能性があります。

## 2 採用予定時期

令和 9 年 4 月 1 日以降

### 3 選考方法・日程

#### (1) 第一次選考

|         |                                           |
|---------|-------------------------------------------|
| 選 考 日   | 令和8年10月18日(日)                             |
| 選 考 方 法 | 作 文(課題式:1,000字以内 80分)                     |
| 合 格 発 表 | 令和8年11月上旬～中旬(予定)<br>※合否に関わらず、受験者全員に通知します。 |

**※ 第一次選考合格者には、第二次選考の実施案内(日時・場所等)を通知します。**

【参考】過去の作文課題

令和7年度:区民の幸福(しあわせ)のために、あなたが今後品川区の清掃職員として取り組んでいきたいことを述べてください。

令和6年度 地震などの大規模災害が発生した場合、公務員である清掃職員としてどのように取り組むか、あなたの考えを具体的に述べてください。

※過去の出題実績であり、本年度の出題内容を示すものではありません。

#### (2) 第二次選考(第一次選考合格者対象)

|         |                                                    |
|---------|----------------------------------------------------|
| 選 考 日   | 令和8年12月上旬(予定)                                      |
| 選 考 方 法 | 面接                                                 |
|         | 体力測定(握力、背筋力の測定を行います。)                              |
|         | 実技(収集運搬車の運転操作)                                     |
| 最終合格発表  | 令和8年12月中旬～12月下旬(予定)<br>※ 合否に関わらず、第二次選考受験者全員に通知します。 |

### 4 選考会場

品川区役所(品川区広町2-1-36)

(JR京浜東北線・りんかい線・東急大井町線「大井町駅」徒歩8分、または東急大井町線「下神明駅」徒歩5分)

**※ 選考会場の詳細は、メールまたは郵送でお知らせします。**

### 5 申込手続き・受験案内

#### ① 申込方法【PC、スマートフォン、携帯電話から登録可】

品川区職員採用案内HP(<https://job.axol.jp/jn/c/shinagawa/public/top>)より申し込みが可能です。HP内の「エントリー」から「常勤職員/技能系職種」を選択し、エントリーフォームに基本情報(氏名、住所など)を登録してください。

顔写真は、写真データをエントリーフォーム内の「設問1」にて、「.jpg」「.jpeg」「.png」のいずれかのファイル形式でアップロードしてください。

ファイルの推奨サイズは、縦560ピクセル、横420ピクセル、縦横比4×3の比率です。



【品川区職員採用案内HP QRコード】

## ② 受付期間

令和8年9月9日（水）午前8時30分～

令和8年10月9日（金）午後5時00分【受信有効】

※ 上記期間内に正常に受信したものを有効とします。なお、予期せぬシステム障害や機器停止等のトラブルについては、一切責任を負いません。

## ③ 第一次選考の案内について

エントリーフォームの登録完了後に、登録されたメールアドレス宛に第一次選考の案内を通知します。なお、10月13日（火）までに第一次選考の通知が届かない場合は、10月14日（水）以降に、品川区人事課までお問い合わせください。

## 6 勤務条件等 ※ 令和8年4月1日現在

### （1）給与（初任給は年齢等によって決定されます。）

| 職種 | 清掃（清掃作業）                                  |
|----|-------------------------------------------|
| 月額 | 20歳：約243,120円<br>30歳：約269,520円<br>※地域手当含む |

※ 住居手当、通勤手当、扶養手当、期末・勤勉手当等の各種手当が規定に基づき支給されます。

※ 給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

### （2）勤務日・勤務時間

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 勤務日  | 月曜日～土曜日で1週間につき平均38時間45分の変則勤務       |
| 勤務時間 | 午前7時10分～午後4時25分のうち、1日実働7時間45分の交代勤務 |

※ 4週間のうち日曜日と、指定された4日の計8日が休みとなります。

### （3）休暇等

1年度間に20日の有給休暇が付与されます。その他に、夏季休暇、妊娠・出産休暇、育児休業、慶弔休暇等があります。

## 7 問い合わせ先

〒140-8715 品川区広町2-1-36

品川区役所区長室人事課人事係（本庁舎5階）

電話：03-5742-7140（直通） FAX：03-5742-6872

**※ 選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。**

## 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理しています。また、ご提出いただいた書類は、規定に基づき保存年限経過後に廃棄します。

《参考》 地方公務員法第16条

受験資格にある、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者とは、以下の者をいいます。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

## 【品川区役所 案内】

